

新しい法律のご案内

●有期雇用契約(契約社員、期間社員など)の新しいルール	1頁
●「市民後見」推進事業が全国で始まっています	2頁
●親権の一時停止制度が新設されました	3頁
●65歳までの希望者全員の雇用を義務化(寄稿)	4頁
●事務局から	5頁

有期雇用契約(契約社員、期間社員など)の 新しいルール



弁護士
松森 杉

1 有期雇用契約とは

有期労働契約とは、1年契約、6か月契約など期間の定めのある労働契約のことを行います。パート、アルバイト、契約社員、派遣社員、嘱託など、職場の呼び方にかかわらず、期間の定めがある労働契約で働く人であれば、新しいルールの対象になります。

有期雇用契約の労働者は、全国で約1200万人と推計されています。このうち約3割は5年以上の長期間にわたって同じ職場で働いていると言われています。しかし、これまで契約を更新する場合の明確なルールがなく、更新が繰り返されている場合でも期間満了で失業するのではないかという不安がありました。リーマンショックのあと有期雇用の労働者が期間の終了で失業する例が頻発し、規制の必要が検討されてきました。

有期労働契約は労働者にとって不安定ですが、国によって考え方は分かれています。アメリカは規制が無く、ヨーロッパ各国は更新回数や期間を制限しているようです。

2 無期契約への転換など

この度の改正のポイントは次の3つです。

- (1) 第1は「無期労働契約への転換」です。これが今回の改正の目玉です。

有期労働契約の人が同じ職場で通算5年を超えて働くと、本人からの申し込みにより、期間の定めのない「無期雇用」に転換できるようになりました。たとえば、期間1年の有期契約でも、それが5回目の更新となり、通算期間が5年を超える場合には、本人の申出により期間の定めのない労働契約にすることができます。その場合の賃金、勤務時間などは原則として従前と同一です。

法律の施行は平成25年4月1日です。平成25年4月1日以後に始まる有期労働契約が対象になります。平成25年3月31日以前に開始した有期労働契約は通算契約期間に含めません。

- (2) 第2は「雇止めについての規制」です。

有期労働契約が何度も更新されるなど、無期契約と実質的に異なる状態である場合など、更新拒絶(雇止め)について合理性がなく、社会通念上更新拒絶が相当でない場合は、使用者は更新拒絶を拒むことは許されないと規定されました。この規制は平成24年8月10日から施行されています。

- (3) 第3は「不合理な労働条件の禁止」です。

有期契約労働者がしている仕事の内容や責任に無期契約労働者と差がないのに、給料その他の待遇に差を設けることは許されなくなりました。

「市民後見」推進事業が全国で始まっています



弁護士
高江俊名

1 「市民」が後見人に

「市民後見人」という言葉をお聞きになりましたことはありますか？

社会の高齢化とともに、認知症高齢者の方が増えるのに伴って、家庭裁判所における成年後見制度の利用件数は年々増加の一途をたどっています。

成年後見制度は、認知症などによって判断能力が十分でない人たちのために、家庭裁判所によって選任された後見人が、ご本人の財産を管理したりしながら生活を支援する制度です。

この成年後見制度の後見人としては、これまで、ご本人の親族や、弁護士などの専門職が選任されてきましたが、少子化や核家族化が進んできたことなどから、今後、この後見人の担い手をどうするかということが課題となっています。

そのような状況を踏まえ、厚生労働省は、一般の市民の中から後見人の人材を育成するべく、市町村による「市民後見人」の養成・支援を推進するための規定を老人福祉法に創設しました（2012年4月1日施行）。

これを受け、現在、全国の各地の自治体で、「市民後見人」の養成・支援のための事業が進められています。

大阪では、大阪市が2007年から全国の中でも先進的に「市民後見人」の養成・支援を進めてきており、2011年度末までに

既に60件以上のケースで、養成された「市民後見人」が家庭裁判所に選任されて活動をしています。大阪市以外でも、現在、府下の9市町が、厚生労働省のモデル事業として「市民後見人」の養成・支援を進めています。

2 「成年後見の社会化」

成年後見の分野では、「成年後見の社会化」という言い方がされることがあります。成年後見による支援は、ご本人の家族だけで抱えて行うものではなく、社会全体で取り組むべき課題になってきているということです。

従来、成年後見制度の利用は親族の申立によってなされ、後見人にも親族が選任される割合が多かったのですが、現行の成年後見制度が2000年に施行された際に、身寄りのない方などのために市町村が後見申立をすることができるようになりました。市町村によって申立がなされる割合が年々増えています。後見人の選任においても、親族以外の、弁護士などの専門職（「第三者後見人」と呼ばれたりします。）が選任される割合が増えており、私たち弁護士が成年後見事件に関わる機会も多くなってきました。

「市民後見人」は、このような「成年後見の社会化」の一つの象徴と言えるように思います。

親権の一時停止制度が新設されました



弁護士
高橋 礼雄

1 児童虐待の社会問題化

近年、親が子どもに暴力を振るったり、食事等を与えないなどの児童虐待が社会問題になっています。虐待によって命を失う子どももいます。厚生労働省の発表によりますと、全国の児童相談所に寄せられる児童虐待の相談対応件数は年々増加しており、平成22年度においては5万6384件に上るということです。

2 これまで親権の制限は 親権喪失制度のみ

親には、未成年の子どもを育てるための親権があります。親権には、子どもの住む場所を決める、教育をする、しつけをする、財産を管理する、ということが含まれています。

児童虐待は、親権の濫用にあたるもので、場合によっては、子どものために親権を制限する必要があります。しかし、これまで、法的に親権を制限する制度としては、「親権喪失制度」しかありませんでした。「親権喪失制度」は、虐待をする親から親権を奪い、代わりに親権を行使する人を選ぶ制度ですが、要件が厳しく、無期限で親権を奪うものであり、あまりうまく機能していませんでした。例えば、親が、ふだんの養育には問題がないが、宗教や思想上の理由で、子どもにとって必要な手術を拒否したり、子どもの進学・就職を不適当に妨害したりする場合、親権を制限する必要があり

ますが、このような場合に親権喪失制度を用いると、親子関係が完全に切れてしまうおそれがあり、効果が重大すぎるという問題がありました。

3 親権の一時停止制度の新設

そこで、民法が改正され、「親権の一時停止制度」が新設され、平成24年4月1日から施行されています。

「親権の一時停止制度」は、親から子どもを一時的に引き離し、子どもを守ると同時に、その間に親や家庭環境を改善して、良好な親子関係を構築することを目的としています。

子ども本人や、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人または検察官が親権の一時停止を請求することができます。親権喪失制度に比べて要件が緩やかになっており、また、親権を停止する期間も最長で2年間と定められています。施行されて半年ですが、既に手術拒否のケース等で実際に利用されています。

4 児童虐待かもしれないと思ったときは 児童相談所にご連絡・ご相談ください

児童虐待は、家庭内で発生し、子どもを守るべき親が加害者となるという性質上、発見が困難なものです。そのため、子どもを守るためにには、早期の発見が重要であり、一人ひとりが周囲の子どもたちに关心を持ち、虐待に気づくことが必要になります。

児童相談所へ通告したことによりトラブルに巻き込まれることを防ぐため、誰が通告したかということについての秘密は守られることになっています。児童虐待かもしれないと思われましたら、最寄りの児童相談所にご連絡・ご相談いただければと思います。

65歳までの希望者全員の雇用を義務化 —平成25年4月より改正高年齢者雇用安定法が施行されます—



山下社会保険労務士事務所
特定社会保険労務士
山下真己実 (やました まこみ)

1 継続雇用対象者を限定する仕組みの廃止

労働者が定年後の継続雇用を希望した場合、事業主は原則として65歳まで（平成24年度は64歳まで）雇用することが義務づけられています。但し、現行法では、予め労使協定で対象者の選定基準（以下「労使協定による選定基準」といいます）を定めることにより、継続雇用対象者を限定することが認められています。この取扱が今回の改正で廃止されることになりました。つまり、事業主は継続雇用の対象者を限定できなくなり、希望者全員を65歳まで雇用することが義務づけられます。

2 平成37年3月31日までの経過措置

1の改正は、老齢厚生年金の支給開始年齢が平成25年度から段階的に65歳まで引き上げられる現状を受け、定年後の無年金・無収入期間を防ぐことを目的としています。しかし、企業としては人事労務管理上、大きな影響を受けることになります。そこで、経過措置として、労使協定による選定基準の廃止について、年金の支給開始年齢の引き上げに合わせて平成25年4月から37年3月まで段階的に施行する取扱いになりました。

例えば、今年度54歳となる方は63歳から年金が支給されます。よって、63歳までは本人が希望すれば事業主は雇用する

義務がありますが、63歳以降は労使協定による選定基準を満たした場合にのみ雇用されることになります。なお、この経過措置を利用するためには、平成25年3月31日までに現行法に基づく労使協定による選定基準を定め、締結しておく必要があります。

3 例外的に継続雇用しないことが出来る者

厚生労働省は、1や2にかかわらず「心身の故障のため業務の遂行に堪えない者」等就業規則に定める解雇・退職事由に該当する場合は、継続雇用しないことが認められる旨の指針を、11月9日に公布しました。さらに細かい運用については厚生労働省のHPにQ&Aが示され、年内には政令が制定される見込みです。

4 継続雇用対象者を雇用できる企業範囲の拡大

定年後の継続雇用先として、自社だけではなくグループ企業（子会社や関連企業）まで広げて認められることになります。

5 違反企業の公表

この改正法に違反する企業については、労働局等による指導、勧告が行われ、従わない企業は企業名を公表されることになりました。

6 来年4月の施行に向けて

各社におかれましては、就業規則や労使協定の整備、高年齢者の活用方法の検討、人件費の見直しなど、来年4月の改正法施行に向けた人事労務管理上の準備が早急に必要とされていると考えます。

事務局から



どんぐり貯金♪

大浜 愛子

マイブームの「どんぐり貯金」をご紹介します。

1. どんぐり銀行は「四国の水瓶」と言われる早明浦ダムの源流域にある高知県大川村に本店があります。どんぐり銀行出張所は日本全国にあります。
2. 拾ってきたどんぐりは本店または出張所で、どんぐり1個=1D(ドングリ)として、どんぐり通帳に入金(入D?)できます。コナラ、アラカシ、クヌギ等、いろいろあります。
3. 払い戻しは年1回で、100Dでクヌギやコナラ等の苗木に交換してもらえます。
4. 払い戻された苗木は、自分の家に植えてもいいし、大川村で開催している植樹祭で植えることができます。
5. どんぐりの苗木は50年を経て森になり、その実は小動物のご飯になり肥沃な土壌ができます。大川村に植えられた苗木は、早明浦ダムの貯水に必要な「保水力が高く、根を広く張る広葉樹の森」になるそうです。
6. 今日現在の私のどんぐり貯金は1,061Dです。一度、植樹祭に参加してみたいです。遠くの山に行かなくても、どんぐりは近くにあります。どんぐりを集めることで近くの自然を知り、貯金することが自然への優しさに繋がっているのかもと自己満足しています。ご興味のある方は検索してみてください。



ボランティア活動

田村まゆか

私たち、事務の仕事のひとつに裁判所に提出するための書類を市役所・法務局から取り寄せることがあります。急を要する時は直接、市役所に出向くこともありますが、多くは郵便にて申請し書類の到着を待ちます。書類が無事に手元に届いたあと、封筒にある切手。この使用済み切手を集めてボランティア団体に送付しています。集まった使用済み切手は、コレクターさんがキロ単位で買っていかれ、その収益が医療に恵まれない方にお役に立つということです。最近では、FAXやメールが主流となり使用済み切手が不足しているので、とても有り難いと報告を受けます。本当にわずかな気持ちだけの切手数ですが、この活動を続けて10年以上になります。これからもコツコツと続けていきたいと思っています。(切手、待ってます！ 切手の周囲5mmほど残して切り取って下さい。)



断捨離

弓場 梓

家に物が多くて置き場所に困るといったことは、誰にも経験があるのではないかでしょうか。我が家では、母が大の整理整頓好きであるおかげで、不要になった物が家のさばることはありません。要らなくなった洋服は、ゴミ回収に出すか、ボランティアの団体に送るか、または雑巾にしたり、ちょっとしたカーテンに作り替えます。

私も母の影響で、物を捨てることが多くなりました。ほぼ毎日、自分の部屋で何かしら物を捨てたり、掃除をしたりしています。こまめに整理整頓するようになって思うのは、今まであまり深く考えずに買い物していたということです。本当に必要なものか考える習慣がつき、ただ欲しくなって衝動的に買うことが減りました。物を大事に出来るようになりました、良かったと思います。

事務所案内

業務のご案内

●業務時間 【平日】午前9時15分～午後5時30分
【第1・3土曜】午前9時15分～午後0時30分

●相談は予約制になっております。事前にお電話をお願いいたします。

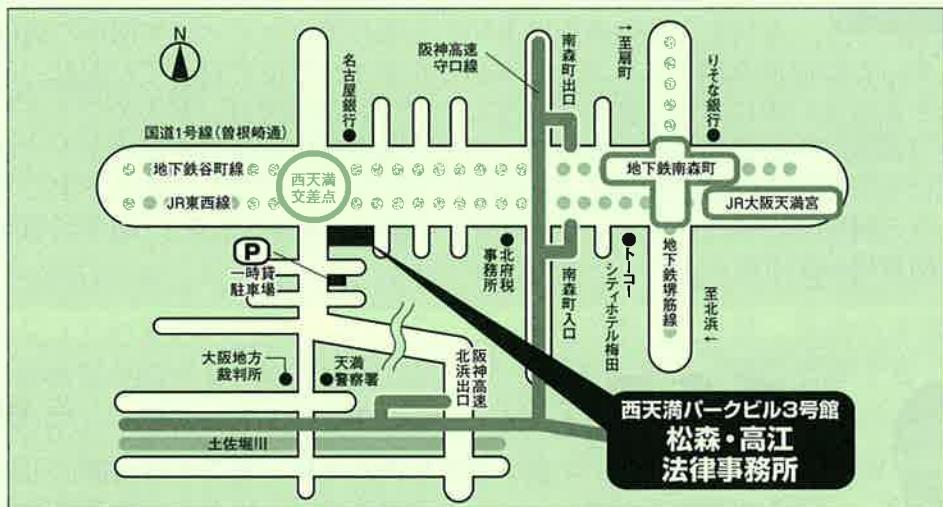
●初回相談料 … 30分 5,250円

事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満3-14-16 西天満パークビル3号館4階

地下鉄堺筋線・谷町線「南森町」駅②番出口を出て国道1号線を左(西)へ5分

TEL (06) 6364-5010 · FAX (06) 6364-2372



ホームページもご覧ください
URL <http://www.mt-law.jp/>

● 松森・高江法律事務所 ●

【弁護士】
松森 彬・高江俊名・高橋礼雄